

コンプライアンスチェックシートによる自己検証の集計結果について

コンプライアンスの推進に当たり、昨年度と同数の 20 項目で自己検証を実施し、全体の集計結果は下表のとおりとなりました。

昨年度と同じ 17 項目全てで実施割合が上昇していることは、皆様の努力の結果であり、コンプライアンス指針が浸透してきているものと考えています。

しかし、残念ながら実施割合が 90%未滿の項目が 4 項目あります。そのほとんどは日常からの意識により改善できるものであり、次ページ以降に対応策等を示しますので、確認願います。

なお、本市が示すコンプライアンスとは、コンプライアンス＝法令遵守にはとどまらず、法令や業務の目的を理解した上で、職員が互いに力を合わせて、社会的要請や期待に鋭敏に反応し、バランスよく応えることです。

今後もコンプライアンスの推進について、積極的に取り組むようお願いいたします。

<集計結果（全部局集計）>

チェック項目	実施割合		
	H25年度	昨年度	
全体	92.91%	-	
1 名札を常に着用している。（業務に支障がある場合を除く。）	97.05%	92.32%	↗
2 身分証明書は、要求があった場合に直ぐに提示できるように携帯している。	94.03%	87.81%	↗
3 自席以外でサンダルを履いていない。（課内の移動時は除く。）	97.13%	92.90%	↗
4 電話に出るとき、かけるときは、まず職場名と氏名を告げている。	94.88%	86.28%	↗
5 公文書は、保存年限、目的別にわかりやすく整理している。	95.89%	91.15%	↗
6 個人情報保護条例の概要を理解している。	94.57%	89.65%	↗
7 職場のパソコンを業務以外で使用していない。（職務に関係のないWebサイトの閲覧を含む。）	96.35%	91.65%	↗
8 メールを送信時、To・Cc・Bccを目的に沿って使い分けている。	94.34%	90.23%	↗
9 郵便、FAXの発送や送信時は、宛先と中身を複数人でチェックしている。（FAXの短縮ダイヤル登録による送信は、複数人チェック不要。）	82.16%	71.26%	↗
10 契約書や通知文書など、重要な書類の作成に当たっては、一言一句複数人でチェックしている。	95.58%	88.65%	↗
11 他の部署で発生したミスを教訓に、対応策を講じている。	95.81%	92.57%	↗
12 業務マニュアルを作成し、確認している。	89.60%	84.56%	↗
13 必要な知識を得るため、自ら学ぶ努力をしている。	97.52%	96.74%	↗
14 地域活動に参加している。（PTA、スポーツ少年団の手伝い等を含む。）	63.85%	62.36%	↗
15 定期的に職場会議や打合せなどで情報を共有している。	95.97%	95.49%	↗
16 売店などでの買物やATMの利用は、休憩時間内に行っている。（私用は勤務時間外に行っている。）	87.43%	82.05%	↗
17 公用車の同乗者は、走行中に運転者の安全確認を補助するとともに、後退時は降車して誘導している。	96.43%	88.00%	↗
18 自家用車の運転中においても、交通事故・違反を起こさないよう最善の注意を払っている。	99.77%	-	-
19 来庁者に対し、「こんにちは」や「どちらに（どちらの課、係に）ご用ですか？」など自分から声掛けをしている。	95.35%	-	-
20 「進取果敢」を意識し、積極性、スピード感を持って仕事を行っている。	94.41%	-	-

【実施割合が低い（90%未満）4項目】

以下の項目について改めて確認をし、改善に努めるようお願いします。

**No.9 郵便、FAXの発送や送信時は、宛先と中身を複数人でチェックしている
（FAXの短縮ダイヤル登録による送信は、複数人チェック不要） 82.16%**

今年度、市民への通知に必要な書類を封入せずに送付し、市民からの信頼を失うという不適切な事務処理が発生し、担当者と所属長が処分された事例があります。

必ず複数人でのチェックを行いましょう。

No.12 業務マニュアルを作成し、確認している 89.60%

全ての業務をマニュアル化する必要はないと考えていますが、不適切な事務処理を防ぐためにも可能な限りマニュアルを作成し、また、既存のマニュアルの見直しに努めましょう。

なお、マニュアルの作成には、全庁LAN文書管理（総務部＞行政監理室＞服務担当＞業務マニュアル）の「マニュアル作成の手引」を参考にしてください。

No.14 地域活動に参加している（PTA、スポーツ少年団の手伝い等を含む） 63.85%

苫小牧市自治基本条例では、「情報共有」、「市民参加」、「協働」をまちづくりの基本原則として、市民自治によるまちづくりをすすめることとしています。

職員も市民の一員として地域活動（スポーツ少年団の手伝いや、〇〇連盟等の活動を含む。）に積極的に関わることは、より良いまちづくりにつながります。

町内清掃に参加するなど、できることから始めましょう。

**No.16 売店などでの買物やATMの利用は休憩時間内に行っている
（私用は勤務時間外に行っている。） 87.43%**

公務員に対する市民の目が厳しくなっていることを自覚し、職務専念義務に基づいた行動をしましょう。（市民から誤解を受ける行動に気をつけましょう）

※喫煙は必要最低限の回数を意識し、業務に支障が生じないようにしてください。

＜参考＞地方公務員法

（職務に専念する義務）

第三十五条 職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

【項目全体の実施割合が高い上位3部局】

※部局ごとの集計結果は、別添の「集計結果（部局別）」をご覧ください。

1	消防	98.70 %
2	環境衛生部	98.19 %
3	監査委員事務局	97.50 %